

令和3年4月23日

保護者様

船橋市立旭中学校
校長 林 憲作

【重要】スポーツ振興センター災害共済給付制度への加入のお願い

晩春の候、保護者の皆様はいかがお過ごしでしょうか。

さて、昨年度まで自動加入となっておりました災害共済給付制度ですが、今年度より、保護者の方による手続きが必要になりました。

お子様が学校生活を過ごす中で、不慮の事故が起こる場面が様々に考えられます。体育等の授業中だけでなく、修学旅行や校外学習、体育祭、部活動、昼休み中に友達とグラウンドで遊んでいるとき、そして下校中など、思いも寄らない状況で事故は起きます。本人がどれだけ注意していても、事故に巻き込まれてしまうことがあります。

現状、子ども受給券を利用されている方が多いかと思いますが、事故等で後遺症が残ったり、重度の怪我のため中学校卒業後も通院が必要になった場合、子ども受給券では対応ができません。そのため、保護者の方には全員加入をお願いいたします。年間460円の負担で、手厚い保障が受けられますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

なお、加入にあたっては、同意書を出していただき、支払い口座を指定していただく必要があります。以前お渡しした封筒にすべて入っておりますので、ご確認ください。すでに処分してしまった方もいるかと思いますが、以前お配りした『同意書』と『Web口座振替受付用のQRコード・URL』を下に載せました(同意書は裏面)ので、必要に応じてご使用ください。また、何かご不明な点がございましたら、本校教頭までご連絡ください。
※同意書は4月28日(水)までに担任に提出してください。

6. Web 口座振替受付サービスもご利用いただけます

口座振替払いに当たっては、船橋市ホームページから「Web 口座振替受付サービス」もご利用いただけます。スマートフォン等から口座振替・自動払込の申込みができるので、金融機関に向く必要がなく、便利です。ぜひご利用ください。

申込みできる金融機関は次のとおりです(令和2年12月時点)。

- ・千葉銀行
- ・京葉銀行
- ・千葉興業銀行
- ・常陽銀行
- ・東京スター銀行
- ・きらぼし銀行
- ・ゆうちょ銀行

○HP : <https://www.city.funabashi.lg.jp/kurashi/zei/001/02/p082557.html>



サービスについてはこちら↑

教頭 平石弘(047-439-5710)

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について(加入年:令和3年度)

保健体育課 児童・生徒防犯安全対策室 TEL:047-436-2876

船橋市教育委員会では児童生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。これは、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その医療費等の給付を保護者の皆様に対して行う制度です。加入される方は、下記の同意書に御記入の上、**令和3年4月15日(木)までに学校に提出してください**(年度途中の転入の場合は登校初日まで)。

■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額(概要)

| 災害の種類 | 災害の範囲 | 給付金額 |
|-------|---|--|
| 負傷 | その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上(窓口負担額1,500円以上)のもの | 医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分)ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 |
| 疾病 | その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上(窓口負担額1,500円以上)のものうち、文部科学省令で定めるもの ・学校給食、ガス等による中毒・熱中症・溺水(できすい) ・異物の嚥下(えんか)又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病 | ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額 |
| 障害 | 学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第1級から第14級に区分される。) | 障害見舞金 4,000万円～88万円 [通学中の災害の場合2,000万円～44万円] |
| 死亡 | 学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡 | 死亡見舞金 3,000万円 [通学中の場合1,500万円] |
| | 突然死 運動などの行為に起因する突然死 | 死亡見舞金 3,000万円 [通学中の場合1,500万円] |
| | 運動などの行為と関連のない突然死 | 死亡見舞金 1,500万円 [通学中の場合も同額] |

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- ③ 休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合
- ④ 通常の経路及び方法により通学する場合
- ⑤ 寄宿舎にあるとき等

■ 給付に関する注意事項

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 給付事由と同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において給付を行わない場合があります。
- ④ 学校管理下における事故の場合、子ども医療費助成受給券や母子家庭、父子家庭等医療費受給者証は使用しないでください。
- ⑤ 生活保護を受けている世帯に属する小・中学校の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。

■ 災害共済給付制度加入手続き、加入者情報管理等に関する注意事項

- ① 災害共済給付制度加入者の情報管理、共済の給付、負担金の請求、督促その他必要な手続きの範囲において、船橋市教育委員会と関係する市の組織及び学校間で、児童生徒及び保護者の皆様の情報を共有させていただきます。
- ② 保護者が複数人いる場合、一方の保護者(連帯債務者)に生じた事由が他の保護者(連帯債務者)に効力を生じます。
※例えば、一方の保護者に請求をすると、他の保護者にも請求をしたこととなったり、一方の保護者が債務を承認すると、他の保護者も債務を承認したこととなったりします。
- ③ 口座振替により船橋市歳入金として収納された場合の領収書は発行いたしませんので、通帳をご確認ください。
- ④ 負担金を納付いただけない場合、「災害共済給付制度に加入する意思なし」として同意の取下げがなされたものとみなし、翌年度以降の災害共済給付制度加入の対象外とさせていただきます場合があります。

■ 共済掛金(市立学校センター負担金)

小・中学校(特別支援学校小・中学部含む) 保護者負担額(年額) 460円(掛金総額 920円)
 特別支援学校高等部 保護者負担額(年額) 1,290円(掛金総額 2,150円)
 ※掛金総額との差額は市が負担します。 ※5月1日時点で要保護・準要保護に認定されている方は、負担金が免除となります。

(きりとり)

同意書

※特別支援学校は該当する部に
マルを付けてください

船橋市教育委員会
教育長 あて

学校(小学部・中学部・高等部) 年 組 番

フリガナ 児童生徒氏名 性別 男・女 生年月日(西暦) 年 月 日

船橋市教育委員会が独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、船橋市立学校に在学する間、上記児童生徒が加入することに同意します。

同意年月日: 令和 年 月 日 保護者又は後見人
フリガナ氏名

※保護者が2人いる場合は、
原則2人記載してください→ 保護者又は後見人
フリガナ氏名